新潟県選挙管理委員会規程第2号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年2月26日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程(平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

	改 正 🤄	後		改 正 前	ή
別表第2(老人ホーム)			別表第2(老人ホーム)		
市区町村名	老人ホームの名称	所在地	市区町村名	老人ホームの名称	所在地
(略)			(略)		
長岡市	(略)特別養護老人ホーム はるか特別養護老人ホーム はるか高町	(略) 長岡市花園南2丁 目337番地 長岡市高町2-59 -363	長岡市	(略) 特別養護老人ホー ム はるか	(略) 長岡市花園南2丁 目337番地
(略)			(略)		

附 則

この規程は、公布の日から施行する。